

新潟市プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 66 号

新潟市プール条例の一部を改正する条例

新潟市プール条例（平成 19 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「について、相続、合併又は」を「が当該プールを譲渡し、又はプールの開設者について相続、合併若しくは」に改め、「あったときは、」の次に「当該プールを譲り受けた者又は」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。